

# 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令の省令案について

## 1. 改正の概要

### (1) 指定検定機関講習の有効期間の延長及び指定の申請に係る添付資料の改正

指定検定機関の指定の申請をしようとする者は、申請書に指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第72号。以下「機関等省令」という。）で定める書類を添えて、経済産業大臣に提出することとされている。

現状、業務の範囲を限って検定を行う場合（器差検定を中心とした指定検定機関となる場合）にあつては、検定管理責任者が申請の日から起算して過去2年以内に国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「研究所」という。）が実施する指定検定機関の検定に関する講習（以下「講習」という。）を修了した旨及び修了年月日を記載した書面を提出することとなっている（機関等省令第9条第1項第4号ト）。一方、過去2年以内という期間は、指定検定機関の指定の更新期間である3年（計量法施行令（平成5年政令第329号）第11条の2）よりも短いため、検定管理責任者は指定検定機関の指定の更新の度に講習を修了しなければならない、申請者の負担となっている。また、講習の実態としても、毎年の講習内容は法令や技術基準の改正がなければ、内容に大きな変更が生じることはなく、検定管理責任者が交代していない限り、受講頻度を下げることに大きな支障はない（なお、法令や技術基準の改正があつた際には、説明会や業界団体（（一社）日本計量機器工業連合会）を通じた広報を行い、制度の信頼性を保つ予定。）。

このため、今回の改正では、有効となる講習の修了年月日を過去2年以内から過去5年以内に延長し、指定の申請時及び更新時における申請者の負担軽減を図り、もって民間参入を促進し、指定検定機関の拡大を図る。

### (2) 指定検定機関指定の基準のうち、検定を実施する者の条件の改正

業務の範囲を限って検定を行う場合（器差検定を中心とした指定検定機関となる場合）において、検定を実施する者が適合しなければならない知識経験は、機関等省令別表第4で定める指定の区分の欄に掲げる特定計量器ごとに掲げられている。

現状、全ての指定の区分で、以下のいずれかに該当することが検定を実施する者の条件となっている。

- ①大学等において理学又は工学の過程を修めて卒業した者で、各々の指定の区分に係る検査に1年以上従事した者
- ②研究所の「一般計量教習」以上を終了した者で、計量の実務に1年以上従事した者
- ③一般計量士
- ④①又は②に掲げる者と同等の能力を有していると研究所所長が認めた者

今回の改正では、民間企業の指定検定機関への参入を促すことを目的とし、指定検定機関の候補となる民間企業からの要望も踏まえ、新たに「(各々の) 検査に3年以上従事した者」という、検査への従事期間のみを規定した条件を追加することとする。

## 2. 対象省令

○指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令

## 3. 施行期日等

公布日：令和2年8月中（P）

施行日：公布日と同日